

旧氏の印鑑登録等を見直します

記者発表資料
令和元年8月27日

総務部市民課

加須市印鑑条例の一部改正について

■ 条例改正の背景

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行されます。これを踏まえ、婚姻や縁組等によって氏に変更があった方のうち、希望して申出する方について、住民票・個人番号（マイナンバー）カード等への旧氏記載*が可能となります。

この改正に伴い、印鑑登録証明事務処理要領に規定される印鑑の登録及び印鑑登録証明書にも旧氏を加えることとなったため、加須市印鑑条例について、所要の改正を行うものです。

※ 旧氏とは・・・「旧氏（きゅううじ）」とは、その人の過去の戸籍上の氏のこと。
氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載がされている。

■ 条例改正の主な内容

- （１）旧氏の印鑑でも印鑑登録できます。
- （２）印鑑登録原票及び印鑑登録証明書にも旧氏が記載されます。

【旧氏の記載例】

■ 条例の施行日

令和元年11月5日

印鑑登録原票			
印影 	氏名	加須 花子	
	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
	住所	埼玉県加須市〇〇×丁目×番×号	
	備考	旧氏 埼玉 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
登録番号		△△△△△△△△	登録年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
再交付年月日		除印年月日	
改製年月日		除印事由	
個人番号		備考	

印鑑登録証明書			
印影 	氏名	加須 花子	
	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
	住所	埼玉県加須市〇〇×丁目×番×号	
	備考	旧氏 埼玉 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
この印影は、印鑑登録原票に登録されていることを証明します。			
令和〇〇年〇〇月〇〇日			
埼玉県加須市長 大橋 良一			埼玉県加須市長之印